遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査結果に基づく勧告

平成19年10月

総　　務　　省

前　　　書　　　き

近年、遊園地やテーマパークのコースター等の遊戯施設は、スピードとスリルが求められ、速度・加速度を増大したものや規模を大型化したものに加え、特殊な運動形態のものなど、多種多様なものが設置されるようになっている。

これらの遊戯施設については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の「工作物」の一つとして、設置時の確認審査等及び設置後の検査資格者による定期検査の実施とその検査結果の特定行政庁への報告が義務付けられている。また、国土交通省は、遊戯施設における利用者等の安全確保対策として、施設の維持保全計画書や運行管理規程の作成などによる遊戯施設の維持保全･運行管理の徹底をその所有者や管理者に指導している。

しかしながら､平成 19 年 5 月 5 日の大阪府吹田市の遊園地におけるコースター死傷事故の発生などにより、近年、コースター等の遊戯施設の安全確保に対する関心が高まり、①遊戯施設の所有者等における定期検査の適正な実施や、②コースターにおける探傷試験等遊戯施設の検査方法の明確化などの課題が指摘されている。また、高速のコースターなどの遊戯施設については、現行の建築基準法の体系による安全確保対策では十分対応できないとの意見もみられる。

このため、国土交通省では、コースター等の遊戯施設の緊急点検を行うとともに、遊戯施設の安全確保対策の徹底を指導しており､また､同省の社会資本整備審議会においては､定期検査等の内容、方法等の見直しを始めている。

この実態調査は、以上のような状況を踏まえ、コースター等の遊戯施設の事故防止等の観点から、当省の現地調査機能を活用して、関係機関等における安全確保対策の実施状況等を緊急に実地調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目　　　　　次

１　緊急点検結果のフォローアップの的確な実施

（制度の概要）

コースター等の遊戯施設は、昭和 34 年の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）の改正により法の対象（工作物）とされ、遊戯施設の設置時には、法に基づく遊戯施設の安全性に関する基準に適合することについて、建築主事等の確認・検査を受けなければならず、また、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、定期検査を実施し、その結果を特定行政庁に報告することが義務付けられている。

本年（平成 19 年）５月５日に大阪府吹田市のエキスポランドにおいて発生したコースターの死傷事故（注 1）については、定期検査が日本工業規格の検査標準（JIS A1701。以下「ＪＩＳ検査標準」という。）に基づいて適正に行われていなかったとの問題が指摘されており、このような事故の再発防止を図るためには、今回発生した事故の原因究明を行うとともに、コースター等の遊戯施設の所有者等における事故防止対策の徹底が求められている。

（注 1）エキスポランドにおけるコースター死傷事故
　平成 19 年５月５日（土）、エキスポランド（大阪府吹田市）のジェットコースター「風神雷神Ⅱ」において死傷事故が発生（死亡者１名、負傷者 34 名）
　原因については現在、捜査当局において調査中であるが、６両編成のジェットコースターに 20 名が乗車し走行していたところ、２両目左側の車輪を支える合金製車軸が折れ、レールから脱輪し、車体が左側に約 45 度傾き、搭乗者が鉄柵に頭を強打したもの
　エキスポランドで平成 19 年１月 30 日に実施された定期検査は目視で行われ、ＪＩＳ検査標準に基づく探傷試験は実施されていなかったが、すべての検査項目が「Ａ（指摘なし又は良好）」として、吹田市（特定行政庁）に報告されている。

このため、遊戯施設の安全管理を所管する国土交通省では、エキスポランドのコースター死傷事故を踏まえ、次のとおり、全国の遊戯施設を監督する特定行政庁に対し、法第 12 条第５項に基づき、コースター等の遊戯施設の所有者等に緊急点検の実施及び点検結果の報告等を求めるよう要請している。

①　コースターに関する緊急点検の実施及び所有者等に対する事故防止対策の徹底

「遊戯施設における事故対策について」（平成 19 年５月６日付け国住指第 865 号国土交通省建築指導課長通知。以下「第１次緊急点検通知」という。）において、特定行政庁は、コースターその他これに類する高架の遊戯施設（軌

条を走行するもので勾配が５度以上のものに限る。）の所有者等に対して、ⅰ）当該遊戯施設の車輪、車輪軸、軸受、台車及びそれらの取付部並びに軌条について点検（車輪軸については、探傷試験（注２）を実施）を行い、その結果を報告するよう求めること（以下「コースターに関する緊急点検」という。）、ⅱ）法第 12 条第３項に基づく定期検査を適切に実施するとともに、「『遊戯施設の維持保全計画書及び遊戯施設の運行管理規程の作成手引き』の周知による遊戯施設の安全対策の徹底について（依頼）」（平成 12 年 12 月 26 日付け建設省住指 932 号東日本遊園地協会理事長及び西日本遊園地協会理事長あて建設省住宅局建築指導課長通知。以下「安全対策依頼通知」という。）を参考として、遊戯施設の点検整備及び適切な運行管理を図るよう周知することとされ、コースターに関する緊急点検の結果問題があると判断された場合には必要な是正措置を講ずるとともに、同点検結果を取りまとめ、平成 19 年５月 18 日（事故が発生した遊戯施設と同種の施設については５月 11 日）までに国土交通省に報告することとされている。

なお、第１次緊急点検通知においては、車輪軸の探傷試験は、通知日から起算して１年以内に同試験を実施している場合には、改めて実施する必要はないとされている。

（注２）「探傷試験」とは、素材、製品などを破壊せずに、欠陥（亀裂・摩耗）の有無などを調べる非破壊試験の一種である。特に、遊戯施設における探傷試験は、車輪装置の目視では分からない亀裂などを調べるために行われ、磁粉探傷、超音波探傷又は浸透探傷の方法がある。

②　すべての遊戯施設における緊急点検の実施及びＪＩＳ検査標準に基づく定期検査等の実施の徹底

「遊戯施設に関する緊急点検の実施及び日本工業規格の検査標準に基づく定期検査等の実施の徹底について」（平成 19 年５月 23 日付け国住指第 989 号国土交通省建築指導課長通知。以下「第２次緊急点検通知」という。）においては、第１次緊急点検通知に基づくコースターに関する緊急点検の結果、約４割の遊戯施設が探傷試験を適切に実施していないなど、ＪＩＳ検査標準に基づいた定期検査、定期点検の実施が徹底されていないことが判明したことから、特定行政庁は、遊戯施設の所有者等に対し、ⅰ）ＪＩＳ検査標準に基づき、全遊戯施設について、法第 12 条第３項及び第４項に基づく定期検査・

定期点検と同内容の点検を行い、その結果を報告するよう求めること(以下「すべての遊戯施設の緊急点検」という。)、ⅱ)特に、コースターその他これに類する高架の遊戯施設の所有者等に対して、定期検査・定期点検をＪＩＳ検査標準に基づき適切に実施するよう周知・徹底することとされている。また、すべての遊戯施設の緊急点検の結果問題があると判断される場合には必要な是正措置を講ずるとともに、同点検結果を取りまとめ、平成19年7月13日までに国土交通省に報告することとされている。

なお、第2次緊急点検通知においては、通知日から起算して1年以内に行われた定期検査等が適正に行われていることが確認された場合は、改めて点検することを要しないとされており、別途事務連絡により、定期検査等が法令及びＪＩＳ検査標準に基づき適正に行われたかの確認については具体的な測定結果等の関係資料の提出を求めること等により行うこと、緊急点検の報告期限中に定期検査等の時期を迎える場合は、当該定期検査結果の報告をもって緊急点検に代えることができることとされている(平成 19 年5月 23 日付け事務連絡「遊戯施設に関する緊急点検の実施及び日本工業規格の検査標準に基づく定期検査等の実施の徹底について(補足)」)。

このような2回の緊急点検の結果、それぞれにおいて、遊戯施設の問題箇所や不具合が発見され、必要な是正措置や再度の点検等が行われたことで、相当な効果が上がったとされている。

① コースターに関する緊急点検の結果

コースターに関する緊急点検の結果が平成19年5月23日に国土交通省から公表され、その結果をみると、ⅰ)点検対象とされたコースター等の遊戯施設 306 基中 249 基(81%)に問題はみられないが、7基の車軸等に亀裂・摩耗等の問題が発見され、うち6基は是正済み、1基は部品交換中であり、残る 50 基は点検中となっている。また、ⅱ)過去1年以内に探傷試験を行っていなかった遊戯施設は 306 基中 119 基(39%)あり、うち過去に一度も行っていなかった遊戯施設は 72 基(24%)となっている。

② すべての遊戯施設の緊急点検の結果

すべての遊戯施設の緊急点検の結果が平成19年7月31日に国土交通省か

ら公表され、その結果をみると、ｉ）点検対象とされた遊戯施設 2,265 基中 2,116 基（93%）に問題はみられないが、59 基に「法不適合」又は「要修理」に該当する点検項目が発見され、うち 38 基は是正済み、21 基は是正中であり、残る 90 基は点検中となっている。また、ⅱ）併せて行われたコースターに関する緊急点検のフォローアップの取りまとめ結果では、点検対象となる遊戯施設が 307 基と１基増え、問題がみられないものが 278 基、問題が発見された遊戯施設が８基増え延べ 15 基になり、うち 12 基は是正済み、３基は部品交換中又は廃止を検討中、残る 14 基は点検中となっている。

なお、上記の２回の緊急点検の結果で判明した、過去１年以内に探傷試験を行っていなかった遊戯施設、点検の結果問題が発見されたコースターその他これに類する高架の遊戯施設及び「法不適合」又は「要修理」に該当する点検項目が発見された遊戯施設については、個別の遊戯施設名、所有者等名、問題の内容等が公表されている。

当該緊急点検結果等を踏まえ、国土交通省では、個別の遊戯施設についての是正のほか、社会資本整備審議会（建築分科会建築物等事故・災害対策部会）において、①定期検査の項目、方法、基準等の法令での明確化、②定期報告内容の充実等、定期検査報告制度の見直し・改善の検討が進められている。

（調査結果）

今回、調査対象とした 65 特定行政庁（ウォータースライドに関する建築確認・検査の実施状況、指導監督状況のみを調査した１特定行政庁を含む。）が所管する 72 の遊園地、テーマパーク、動物園、公園等の経営者等（以下「遊園地等事業者」という。）における緊急点検の実施状況及び特定行政庁における緊急点検の指導監督状況を調査した結果、次のとおり、緊急点検の実施により、補修が必要な遊戯施設が発見され、必要な措置が執られるなど遊戯施設の所有者等の安全確保対策の向上に結び付いている状況がみられる一方、必ずしも、点検が適正に行われていないなどの状況がみられる。

ア　調査対象とした遊園地等事業者における緊急点検の結果及び効果

①　調査対象 72 遊園地等事業者におけるコースターに関する緊急点検及びすべての遊戯施設の緊急点検の結果をみると、ⅰ）コースターに関する緊急点検の対象とされたコースター等の遊戯施設 203 基中 174 基（86%）には問題がみられないが、18 基の車軸等に亀裂・摩耗等の問題が発見され、うち７基は是正済み、11 基は是正中、残る 11 基は探傷試験の実施を予定しているなどで点検中となっている。また、ⅱ）すべての遊戯施設の緊急点検の対象とされた遊戯施設は 720 基であり、そのうち 358 基は過去１年以内に適正な定期検査が実施されていたとして、点検が免除されている。このため、点検が行われた 362 基中 347 基（96%）に問題はみられないが、９基に「法不適合」又は「要修理」と判断される点検項目が発見され、うち３基は是正済み、６基は是正中、残る６基は点検中となっている。

②　特定行政庁による是正指導や定期検査報告の督促が十分ではなく、過去の定期検査で「要修理」の指摘を受けていながら所有者が修理を行わない遊戯施設（ウォータースライド１基）や平成 18 年度の定期検査報告が提出されていない 10 施設についても緊急点検が行われ、所要の是正措置が講じられた例がみられる。

③　調査対象 72 遊園地等事業者が有する遊戯施設の中には、遊戯施設の点検整備及び適切な運行管理のために作成することが勧奨されている維持保全計画書及び運行管理規程（注）を作成していないものがあるが、今回の緊急点検を契機に、次のとおり、新たに維持保全計画書又は運行管理規程を作成しているものがみられる。

遊戯施設の維持保全計画書及び運行管理規程の作成状況

ⅰ）維持保全計画書

・　緊急点検を契機に新たに維持保全計画書を作成したもの
28 施設（９遊園地等）

・　緊急点検を契機として作成を開始し、現在作成中のもの
21 施設（６遊園地等）

ⅱ）運行管理規程

・ 緊急点検を契機に新たに運行管理規程を作成したもの

3施設（1遊園地等）

・ 緊急点検を契機として作成を開始し、現在作成中のもの

17 施設（4遊園地等）

（注）維持保全計画書及び運行管理規程については、項目3及び項目4を参照

イ　特定行政庁における緊急点検対象遊戯施設の把握

調査対象 65 特定行政庁における緊急点検の対象となる遊戯施設の把握状況をみると、緊急点検の対象を把握するため、建築確認申請台帳や定期検査報告台帳の整理、定期検査報告書の洗い出し、地域法人(注)が有する定期検査報告に係る台帳の利用、遊園地等事業者への確認、現地確認などの様々な方法を講じている。

（注）　地域法人については、項目3の(2) 定期検査の的確な実施を参照

しかし、建築確認申請や定期検査報告がない遊戯施設、定期検査報告が義務付けられていない国又は地方公共団体が所有する遊戯施設などについても緊急点検の対象となるため、次のとおり、当初は緊急点検の対象として把握されていない遊戯施設、又は緊急点検が実施されていない遊戯施設がある。

①　すべての遊戯施設の緊急点検の実施まで特定行政庁が把握しておらず、当該緊急点検を契機に新たに把握し、点検を行わせているものが、13 遊園地等 26 施設ある。これらの多くは、建築確認申請や定期検査報告が励行されていないもの、あるいは、最近、設置されたもので定期検査の報告時期が到来していないものとなっている。

②　特定行政庁では把握しておらず、当省が、調査対象とした 72 遊園地等を調査する中で新たに把握したものが7遊園地等9施設ある。これらの遊戯施設を特定行政庁が把握していなかった理由は、必要な建築確認申請や定期検査報告が励行されていなかったことや特定行政庁が誤って点検指示を行わなかったことによる。

なお、緊急点検の対象となっているが、経済的な理由等から、点検の実行や点検結果に基づく補修・修理等が困難になり、遊園地等の休園、遊戯施設の廃止・撤去などで点検が中断され、又は取り止めとなった遊戯施設が９遊園地等 19 施設みられる。

③　上記①及び②で緊急点検の対象として把握されていない遊戯施設には、ウォータースライドが多くみられる(35 施設中 14 施設)。ウォータースライドは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「施行令」という。）第 138 条第２項及び「遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件」（平成 12 年建設省告示第 1419 号。以下「平成 12 年構造告示」という。）別表第２において、平成 12 年から遊戯施設として位置付けられているものである。このため、それ以前に設置され、運営されているものは、新たに法第 12 条第３項に基づく定期検査を行い、その結果を特定行政庁に報告しなければならないとされているが、定期検査報告が行われず、特定行政庁が把握していないものが多いものと考えられる。

なお、平成 19 年８月 25 日、茨城県内のプールに設置されたウォータースライドにおいて、利用者が滑走面の亀裂に腕を挟まれ負傷する事故が発生したが、当該ウォータースライドは、すべての遊戯施設の緊急点検の対象であるにもかかわらず、点検結果が報告されていなかったことから、国土交通省は、同月 28 日、各都道府県建築主務部長あてに、ⅰ）管内のウォータースライドに対する法の適用を徹底すること、ⅱ）第２次緊急点検通知に基づく点検結果が報告されていない遊戯施設がないか調査し、該当する遊戯施設を把握した場合に速やかに緊急点検の結果の報告を求めることなど、第２次緊急点検通知に基づく必要な措置の実施を再度要請している。

ウ　緊急点検の実施内容

コースターに関する緊急点検は、第１次緊急点検通知に基づき、コースターその他の高架の遊戯施設について、車輪軸等の状態を探傷試験により確

認し、また、すべての遊戯施設の緊急点検は、第２次緊急点検通知に基づき、ＪＩＳ検査標準にのっとった定期検査と同等の点検を行い、それぞれ、その点検結果を報告することとされている。

しかし、調査対象72遊園地等の720施設の中には、次のとおり、点検が不十分であったとみられる例がある。

① 緊急点検において、直前に実施された定期検査の結果、問題なしとされ、点検を免除されたコースターが、その１か月後に車輪を巻くウレタンゴムの緩衝材がはがれ、事故を起こしているものがみられる（１遊園地等１施設）。

② 一部の車両や車輪について緊急点検が行われていないなど、点検内容そのものが不十分であるにもかかわらず遊戯施設全体が問題なしとして報告されているものがみられる（３遊園地等７施設）。

一方、緊急点検が通例の部品交換時期と重なり、通例の部品交換について、緊急点検結果に併せてその詳細を報告しているため、問題がないにもかかわらず、点検の結果問題が発見された遊戯施設として取り扱われ、公表されているものがみられる（２遊園地等２施設）。

③ 平成12年構造告示による遊戯施設の分類の変更及び18年２月の遊戯施設に係るＪＩＳ検査標準の統合（コースター、モノレール、観覧車等５種類あった検査標準を１種類に統合）に伴い、例えば、モノレール類とコースター類との区別に混乱がみられる。このため、今回調査した遊戯施設の中には、ⅰ）建築確認においてモノレール等コースター以外の分類とされている遊戯施設であっても勾配が５度以上あるとして緊急点検（探傷試験）の対象としているもの（３遊園地等４施設）がある一方、同様の遊戯施設について緊急点検（探傷試験）の対象としていないものがある（７遊園地等10施設）、ⅱ）走行状態や車輪軸の構造の相違から、同種の遊戯施設について、特定行政庁により緊急点検の対象としているもの（１遊園地等１施設等）がある一方、緊急点検の対象としていないもの（２遊園地等３施設等）がある。

エ　点検結果に基づく特定行政庁の対応

国土交通省の２回の緊急点検の要請では、いずれも、点検の結果問題があると判断された遊戯施設については、特定行政庁が必要な是正措置を講ずることとされている。

しかし、調査対象 65 特定行政庁の中には、次のとおり、問題のある旨の報告があった遊戯施設や点検中の遊戯施設について、十分な対応を執っていないとみられるものがある。

① コースターに関する緊急点検の結果、１年以内に探傷試験を行っていないと報告された遊戯施設について、その後の探傷試験の実施を現地確認したり、徴求した実施結果報告書により確認したりしている特定行政庁がある（２特定行政庁）一方、探傷試験の実施が必ずしも法令上明確に義務付けられていないとして、特段の指導を行わないこととしている特定行政庁がある（１特定行政庁）。

② 点検中として報告があった遊戯施設について、毎月定期的にフォローアップ調査を実施している特定行政庁（１特定行政庁）や現地指導により日常点検、運行管理の充実強化に結び付けている特定行政庁（１特定行政庁）がある一方、遊戯施設の所有者等に点検が終了した際に報告をするよう指示するにとどまっている特定行政庁がある（４特定行政庁）。

③ すべての遊戯施設の緊急点検の結果報告において、「Ｂ（要注意）」及び「Ｃ（法不適合）」と判定されたもの双方について措置状況を確認している特定行政庁がある（１特定行政庁）。一方、同一の遊園地等事業者が所有する 10 施設の直近の定期検査報告において、「Ｃ」判定の遊戯施設はないものの、うち７施設の 17 検査項目に「Ｂ」判定があるにもかかわらず、緊急点検の報告の対象が「Ｃ」判定の遊戯施設とされていることもあり、「Ｂ」判定の７施設については特段の対応を執らずに「問題なし」として報告している特定行政庁がある（１特定行政庁）。

また、特定行政庁の中には、過去１年以内に定期検査報告が提出されている遊戯施設については、その検査内容がＪＩＳ検査標準にのっとっているか否かを確認することなく、緊急点検の実施及びその結果の報告を求めないこととしている特定行政庁がみられる（２特定行政庁）。

オ　関係者による今回の緊急点検に対する意見等

調査対象とした 72 遊園地等、65 特定行政庁及び 19 地域法人の関係者 252 人に対し、国土交通省の緊急点検に対する意見等を聴取した結果、次のとおり、点検対象の遊戯施設について、運行期間・回数などの使用実態や安全装置の設置の有無による安全性能に係る仕様の違い等を十分踏まえた上で点検の指示を行うべきであったとするものが 147 人（58％）と最も多く、次いで、当面の安全は確保されたとして一定の評価が得られているのではないかとするものが 77 人（31％）となっている。

また、上記の関係者 252 人にコースター等の遊戯施設に対する探傷試験の義務付けの在り方について意見を聴取した結果、次のとおり、探傷試験の義務付けの対象とする遊戯施設は、使用実態や仕様を十分踏まえたものとすべきとするものが 188 人（75％）と最も多く、次いで、探傷試験の実施は大きな負担になるが、安全のため年 1 回以上の実施を義務付けるべきとするものが 76 人（30％）となっている。

さらに、調査過程で聴取した関係者からの個別の意見の中には、ⅰ）点検の指示から点検の実施及び報告までの期間が短く、探傷試験等の検査者の確保が困難であった、ⅱ）必要となる点検・検査の項目や方法等がこれまでの特定行政庁による指導内容と大きく異なり戸惑っている、ⅲ）法令上明確にされていないＪＩＳ検査標準による検査を義務付けることに疑問を有するなどの意見が比較的多くみられる。

意見聴取結果

（設問１）国土交通省の緊急点検に対する意見等（複数回答あり。回答者数：252 人、延べ回答数 272）

- 使用実態や仕様を十分に踏まえた上で指示すべきではないか。
  147 人（58％）
- 当該点検は、各遊戯施設において的確に実施されており、これらの対応で、当面の安全は確保できるのではないか。　77 人（31％）

（設問２）コースター類の遊戯施設に対する探傷試験の義務付け方針に対する意見等（複数回答あり。回答者数：252 人、延べ回答数:394）

・　使用実態や仕様を十分に踏まえた上で指示すべきではないか。

188 人（75%）

・　探傷試験の実施は、大きな負担になるが、安全のため年 1 回以上の実施を義務付けるべき。　76 人（30%）

（所見）

したがって、国土交通省は、遊戯施設の安全確保対策を推進する観点から、緊急点検結果のフォローアップを的確に実施し、その効果を持続させるため、次の措置を講ずる必要がある。

①　緊急点検が実施されていない遊戯施設を把握し、点検を着実に実施させるよう特定行政庁に要請すること。また、緊急点検の結果、問題があると判断された遊戯施設については、必要な措置が講じられるよう特定行政庁に要請すること。

②　ＪＩＳ検査標準等の明確な基準による点検検査が今後の定期検査において徹底されるよう、検査項目、方法等を法令に明確に規定するなど必要な措置を講ずること。また、遊戯施設における探傷試験の義務付けに当たっては、その使用実態や安全性能に係る仕様を踏まえたものとなるよう検討すること。

２　遊戯施設設置時の確認審査等の的確な実施

（制度の概要）

コースター等の遊戯施設は、法第 88 条により、工作物と位置付けられ、設置する場合には法第６条において、建築主は、確認の申請書を提出して、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないとされている。また、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の遊戯施設については、法第 18 条において、工事に着手する前に計画を建築主事に通知し、その審査を受け、確認済証の交付を受けなければ建築工事をすることができないとされている。さらに、建築工事が完了した場合には法第７条において、建築主は、建築主事又は指定確認検査機関に申請し、検査を受け、検査済証を受けなければ、使用してはならないこととされている（以下、法第６条に基づく確認申請及び法第 18 条に基づく計画の通知を「確認申請等」といい、法第６条及び第 18 条に基づく建築主事の確認並びに法第７条に基づく完了検査を併せて「確認審査等」という。）。

遊戯施設の設置後は法第８条により、当該遊戯施設を常時適法な状態に維持することが求められ、また、法第 12 条により、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「検査資格者」という。）に検査させ、その結果を特定行政庁に報告する義務が課せられ（以下「定期検査報告」という。）、遊戯施設の安全確保が図られることとなっている。

工作物として位置付けられる遊戯施設については、施行令第 138 条第２項において、①ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設（第２号）、②メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの（第３号）とされている。

また、施行令第 144 条及び平成 12 年構造告示により、①ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設については、「勾配が５度未満の軌道を走行するもの」等５分類、②メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものについては、「客席部分が主索によりつるされ、かつ、垂直軸又は傾斜した回転軸の周りを一定の速度で回転するもの」等７分類の計 12 に分類

されており、遊戯施設の安全確保対策を講ずる上では、遊戯施設の分類に応じた確認審査等を的確に実施することが必要となっている。

（調査結果）

今回、調査対象とした 64 特定行政庁における遊戯施設設置時の確認審査等の実施状況を調査した結果、次の状況がみられる。

① 遊戯施設について確認申請等が行われておらず、特定行政庁において確認審査等が行われていないものがあり、中には、多様化する遊戯施設について、次のとおり、特定行政庁において、法の対象となる遊戯施設であるか否かの判断に窮し、確認審査等の必要がないとしているが、その後同一遊戯施設を定期検査報告等が必要なものとしている例などがみられる。

ⅰ）外国製の移動式遊戯施設等が据え置かれたものについて、構造上は遊戯施設の要件を備えているものの、特定行政庁において工作物としての要件である土地に定着しているとの判断が困難であるとして確認審査等が行われていないが、その後定期検査等が必要なものとしてすべての遊戯施設の緊急点検の対象とされているもの（２遊園地等３施設）

ⅱ）地上から軌条までの高さが２ｍに満たないものについて、施行令第 138 条第２項第２号に定める高架の遊戯施設に該当するとの判断が困難であるとして確認審査等が行われていないが、すべての遊戯施設の緊急点検において安全性を考慮して、点検対象とされているもの（３遊園地等３施設）

ⅲ）滑走面に多数のローラーが付いたいわゆる「大型すべり台」について、平成３年の建築行政連絡会議において「２ｍ以上の高架部及び８ｍ以上の高低差があるものは遊戯施設に該当する」との合意が示されたが、平成 12 年構造告示への改正後の取扱いが不明として確認審査等が行われていないもの（１遊園地等１施設）

ⅳ）所有者等の制度の理解が十分でないことから、遊戯施設の設置時又は改造時に確認申請等が行われていないもの（３遊園地等３施設）

② コースターは、軌条を走行するもので勾配が５度以上のものとされているが、人が乗車しない引き上げ部分の上り勾配のみが５度以上で、乗車する部分の勾配は３度となっているものや高所から垂直落下し、その際加速が加わ

るものについて、平成 12 年構造告示のどの分類に該当するか判断が難しいとするもの（３遊園地等３施設）

③　調査対象 64 特定行政庁の管内における平成 16 年度から 18 年度までの３年間の遊戯施設の確認申請等は 112 件となっており、このうち、指定確認検査機関から確認を受けたものを除き、特定行政庁が確認審査等を実施したものは 94 件（１特定行政庁当たり年間平均 0.5 件）と極めて少ないものとなっている。

また、調査対象とした特定行政庁のうち、遊戯施設についての専門性を有する職員を配置しているとするところはなく、昇降機等と併せた設備担当等として電気及び機械職の職員に担当させているとするところも 16 特定行政庁（25％）に過ぎない状況となっている。

遊戯施設は、種類、形状及び動き方が多種多様であるため、特定行政庁では確認審査に苦慮しており、特に高速で過激な運動をする遊戯施設については、審査を行うことは困難であるとの意見や、土台等の構造に関しての安全面の審査はできるが、運行に際しての安全管理に関しては判断できる能力の限界を超えてしまっているとする意見がみられる。

さらに、調査対象とした特定行政庁の６割以上が、遊戯施設の数は全国的にもそれほど多くないことから、遊戯施設の確認審査及び安全管理の機能を集約化させることが望ましいとしている。

④　国土交通省では、今回のエキスポランドの死傷事故を契機として、平成 19 年７月、ⅰ）建築基準法を所管する住宅局、運輸技術の総括業務を所管する総合政策局及び機械設備・電気設備を含む官庁営繕を所管する官庁営繕部等による「遊戯施設安全管理室（訓令室）」を設置するとともに、ⅱ）遊戯施設に関する事故等における重大な問題に関する特定行政庁への技術的指導・支援を推進するため、大学教授のほか各種の研究機関の研究員などの専門家から成る「遊戯施設安全技術委員会」を設置するなど、遊戯施設の安全管理に係る体制整備を始めたところである。

今後、遊戯施設の安全管理を一層推進する上では、上記ⅰ）及びⅱ）の体制を中心として、高速で複雑・過激な運動をする遊戯施設に対応するため、遊戯施設の各部分の摩損又は疲労破壊に係る構造耐力や安全管理等に関す

る専門性を高めることが必要になるものと考えられる。

（所見）

したがって、国土交通省は、遊戯施設の安全確保対策を推進する観点から、設置時における遊戯施設の的確な確認審査等を行うため、次の措置を講ずる必要がある。

① より複雑多様化する遊戯施設の確認審査等が確実に行われるよう、特定行政庁に対し、対象となる遊戯施設の範囲等について適切な助言を行うこと。

② 遊戯施設の特殊性や特定行政庁における体制の制約等を考慮し、遊戯施設の確認審査等及び安全管理の機能の集約化を含め、その在り方について検討すること。

③ 遊戯施設の製造者、検査資格者、研究者などの外部の専門家を積極的に活用して、遊戯施設の確認審査等及び安全管理に必要な専門性を確保し、その向上を図ること。

３　遊戯施設の維持保全の的確な実施等

（１）維持保全計画書の的確な作成

（制度の概要）

遊戯施設の所有者等は、法第88条により準用する第８条に基づき、その構造等を常時適法な状態に維持するように努めなければならないとされている。また、常時適法な状態を維持するため、所有者等は、必要に応じ、維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならないこと、国土交通大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができるとされている。

しかし、国土交通省では、遊戯施設に関する当該指針を作成していない。当該指針に代わるものとして、昭和52年に財団法人日本昇降機安全センター（当時。現在は財団法人日本建築設備・昇降機センター。以下「昇降機センター」という。）が、日常使用時における維持及び管理に関する遵守事項を示した「遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準」を作成しており、建設省（当時。現在は国土交通省。以下同じ。）は、当該規準は遊戯施設の運行管理面の安全性の確保をより一層推進するために有効なものとして、特定行政庁に対し、指導監督上の参考資料として送付するとともに、各遊園地等事業者にも周知している。また、平成２年及び７年に、建設省は、特定行政庁に対し、当該規準の活用による指導の徹底を通知している。

当該規準については、平成12年に昇降機センターにおいて、全面的な見直しが行われ、維持保全業務と運行管理業務に分離され、「維持保全計画書の作成手引き」及び「運行管理規程の作成手引き」として再構成されている。これらの作成手引について、建設省は、安全対策依頼通知により、遊戯施設の設置・運行に関わる事業者が、施設の維持保全計画及び運行管理規程を適切に作成・整備することは、利用者の安全確保を図る上で極めて有効であるとして、遊園地経営者の業界団体である東日本遊園地協会及び西日本遊園地協会に対し、関係事業者への周知を依頼している。

「維持保全計画書の作成手引き」においては、個々の遊戯施設ごとに、点検・検査に関する事項や保守・部品交換に関する事項などが記述すべき事項として示されている。

なお、国土交通省では、今回のエキスポランドの死傷事故を受け、住宅局建築指導課長から都道府県建築主務部長に対し、第１次緊急点検通知において、定期検査を適切に実施するとともに、安全対策依頼通知を参考として、遊戯施設の点検整備及び適切な運行管理の徹底を図るよう周知することとしている。また、国土交通省社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会では、建築設備等の事故防止対策の検討課題の一つとして、維持保全計画等に基づく適切な維持保全の徹底が示されており、「維持保全・運行管理の実施体制、点検・検査、保守・部品交換、事故発生等緊急時の対応方法等について定めた維持保全計画等の内容の充実により、所有者等による適切な維持・運行管理の徹底を図る」ことについて、早急に具体策をまとめることとしている。

（調査結果）

今回、72遊園地等事業者及びこれらに設置されている遊戯施設の中から抽出した267施設における維持保全の実施状況等を調査した結果、次のとおり、維持保全が的確に行われていない状況がみられる。

ア　遊園地等事業者における維持保全計画書の作成状況

調査対象72遊園地等事業者の267施設についての維持保全計画書の作成状況をみると、遊戯施設が既に廃止されたこと等から維持保全計画書の内容を確認できなかった３施設を除く264施設のうち、151施設（57.2%）については緊急点検以前から作成済みとなっており、28施設（10.6%）については緊急点検を契機として新たに作成され、合わせて179施設（67.8%）について作成されている。一方、残りの85施設のうち、21施設（8.0%）については作成中であるが、64施設（24.2%）については作成に着手されていない。

緊急点検が実施される以前から作成済みとなっていた151施設以外の113施設について、緊急点検実施時点において未作成である理由（複数回答）をみると、12遊園地等事業者（41施設）が、類似の計画等があり改めて作成する必要がなかったことを挙げている。一方、次のとおり、それ以外の理由を挙げている遊園地等事業者もみられる。

① 31施設の12遊園地等事業者は、「維持保全計画書の作成手引き」の周知依頼先である東日本遊園地協会及び西日本遊園地協会に加盟していないことなどから、当該作成手引の送付を受けていない、また、特定行政庁や製造者からも、何ら指導や情報提供はなかったことを理由としており、維持保全計画書の作成について認識していなかった状況にある。

② 22施設の８遊園地等事業者は、維持保全計画書の作成について認識しているものの、専門的知識がないこと、製造者でないと分からない事項もあることなどから作成が困難であること等を理由に未作成となっている。

このため、このうちの３遊園地等事業者においては、維持保全計画書の作成に際し、製造者の協力や支援等の関与を求めている。なお、他の理由を挙げているもの及び維持保全計画書を作成しているものの中にも、５遊園地等事業者において、製造者の関与を求める同様の意見がみられる。

イ　維持保全計画書の作成に対する特定行政庁の関与状況

維持保全計画書の作成に対する調査対象65特定行政庁の関与状況をみると、建築確認時等に作成の指導を行っているとする特定行政庁はあるが、第１次緊急点検通知が発出される以前から管内の遊戯施設についての作成状況を把握していた特定行政庁はない。

調査対象65特定行政庁では、未把握の理由について、維持保全計画書は、昇降機センターが作成した同計画の作成手引を参考に遊園地等事業者が自主的に定めるものであり、法令に基づき作成が義務付けられたものではないことや、法令上、維持保全計画書の作成状況を特定行政庁が把握・指導することになっていないことなどを挙げている。

ウ　遊戯施設における点検・整備の実施状況

調査対象72遊園地等事業者の267施設における点検・整備の実施状況をみると、次のとおり、十分な維持保全が行われているか疑義のある状況がみられる。

① 調査対象267施設における最近の定期検査の結果をみると、18施設において、要修理や要注意、法不適合の指摘がある。このうち11施設（61.1％）は、当該定期検査の実施時点において、維持保全計画書が作成されておらず、中には、日常の始業点検以外には定期的な点検・整備を行っていないものがある。

② 製造者が同一で同様の仕様とみられる遊戯施設について、維持保全計画書を作成し、日常の始業点検に加え、３か月ごとなどの定期的な点検を行っているものがある一方、維持保全計画書が作成されておらず、日常の始業点検しか行っていないものが４遊園地等事業者で５施設ある。

③ 「維持保全計画書の作成手引き」では、定期点検の計画表（点検項目、点検周期等）及びその履歴表（点検年月日、点検項目、実施者等）や、定期的な交換を要する部品・消耗品のリストを作成するとともに、部品交換履歴表（部品名、部位、交換期日等）等を記載する事項として示している。昇降機センターでは、製造者から消耗部品の交換時期が示されていたにもかかわらず、指定どおりの時期に交換していなかった部品が破損した事故があるとしており、部品交換については、遊戯施設の維持保全を図っていく上で、重要な要素の一つと考えられる。

緊急点検実施時点において維持保全計画書が未作成である113施設においては、定期検査以外にも点検・整備を行っているとするものもあるが、２遊園地等事業者の６施設においては、部品交換の記録がなく、過去の部品交換の実施状況等が把握できないものとなっている。

④ 維持保全計画書を作成している179施設（緊急点検を契機として作成した28施設を含む。）においては、同計画書や定期検査等により、維持保全を行っているとしているが、このうち12遊園地等事業者の39施設（21.8％）は、維持保全計画書に点検の計画や部品交換履歴等が記載されていない。この中には、ⅰ)製造者による取扱説明書において、１年ごとに交換する部品やオーバーホールの実施が記載されていながら、その内容が維持保全計画書に反映されていないものや、ⅱ）「維持保全計画書の作成手引き」をそのまま当該遊戯施設の維持保全計画書としており、当該遊戯施設の具体的な状況に即したものとなっていないものなど

がある。

点検の計画や部品交換履歴等が記載されていない理由について、調査対象遊園地等事業者は、業務が多忙であること、保守・部品交換の状況は委託している点検業者が把握しており支障がないこと、部品の交換時期や交換基準は製造者でなければ作成が困難であることなどを挙げている。中には、「維持保全計画書は、加盟する事業者団体からの指導があったため形式的に作成したものであり、実際に活用する考えで作成したものではない」とするものや、実際の維持保全業務においては維持保全計画書を活用していないなどとする遊園地等事業者もみられる。

エ　維持保全計画書の内容の充実に関する関係者の意見等

国土交通省では、現在、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会において、維持保全計画書の内容を充実する方向で検討している。この点について、調査対象72遊園地等事業者における遊戯施設の所有者、運行管理者、保守担当者等関係者163人の意見等を聴取したところ、内容の充実に賛成（必要）とする者が52人（31.9％）、反対（不要）とする者が22人（13.5％）、どちらとも言えないとする者が89人（54.6％）となっている。

この理由等をみると、次のような状況にある。

① 賛成（必要）とする52人は、その理由として、維持保全計画書の作成は、遊戯施設の安全確保や遊園地等事業者の安全確保に対する意識の向上に寄与する等維持保全計画書の作成の意義、必要性を挙げているものが最も多い（14人）。また、法令で維持保全計画書の作成を義務付けるべきとの意見もみられる（３人）。

② 反対（不要）とする22人は、その理由として、内容は現行のもので十分とするものが最も多い（６人）。この中には、内容の充実より、維持保全計画書の法的な位置付けの明確化が必要との意見がある（３人）。

③ どちらとも言えないとする89人は、その理由として、維持保全計画書の作成の必要性を認めつつも、事務の負担が大きいこと（９人）、内容の充実より、内容の確実な実行や遵守の方が問題であること（７人）な

どを挙げている。なお、内容の充実に賛成（必要）とする者の中にも、現行の「維持保全計画書の作成手引き」の内容は、複雑で実効性がないため、簡素化し、実用可能なものとすべきとの意見がみられる（４人）。

④　賛成（必要）とする者、反対（不要）とする者、どちらとも言えないとする者、それぞれにおいて、維持保全計画書の作成に当たって、製造者の関与を求める意見がある（５人）。

（所見）

したがって、国土交通省は、遊戯施設の安全確保対策を推進する観点から、維持保全を的確に実施するため、次の措置を講ずる必要がある。

①　最近の遊戯施設における事故の発生状況を踏まえ、維持保全計画書の作成を推進するため必要な指針を策定するなど、遊戯施設の所有者等における維持保全の徹底について制度の見直しを検討すること。

②　維持保全計画書の実効性を確保するため、特定行政庁に対し、建築確認申請時や定期検査報告時などの機会をとらえ、的確な内容の維持保全計画書が作成されるよう必要な指導を行うことを要請すること。

③　実効性ある維持保全計画書の作成のためには、遊戯施設の構造上の特徴を最も把握している製造者の協力が不可欠であり、国土交通大臣が定める指針等において、遊戯施設の所有者等が製造者の協力を得て維持保全計画書を作成することを奨励すること。

（２）定期検査報告の的確な実施

（制度の概要）

遊戯施設の所有者等は、法第 12 条第３項において、当該遊戯施設について、定期に、検査資格者に検査をさせ、定期検査報告を行わなければならないとされている。国土交通省は、当該検査の基準として、昇降機センターが定める「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書 2004 年版（平成 16 年１月作成）」におけるＪＩＳ検査標準を周知し、これにより検査を実施するよう指導している。このＪＩＳ検査標準においては、遊戯施設の所有者等は、施設の車輪軸について年１回、探傷試験を実施しなければならないとされている。

また、定期検査報告は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第６条第１項により、おおむね６月から１年までの間隔をおいて特定行政庁が定める時期ごとに、特定行政庁に提出することとされており、同条第３項において、特定行政庁が条例・規則で定める書類を添えて報告しなければならないとされている。実際には、全国のほとんどの特定行政庁では、昇降機センターが標準様式として定めた「遊戯施設定期検査成績表」及び「遊戯施設検査表」（ウォータースライドの定期検査報告に当たっては、「ウォータースライド定期検査成績表」及び「ウォータースライド検査表」）を添付するよう指導している。当該様式によると、検査の結果、問題がみられない検査項目については「Ａ（指摘なし）」に○印を付し、建築基準法令で定める基準又はＪＩＳ検査標準に適合しない箇所がみられる場合には、該当する検査項目について「Ｃ（法不適合又は要修理）」に○印を付すとともに、報告書の特記事項欄にその概要を記載することとなっている。また、今後、「Ｃ（法不適合又は要修理）」へ移行する可能性がある箇所については、該当する検査項目について「Ｂ（指摘なし（要注意））」に○印を付すとともに、「Ｃ」判定時と同様、報告書の特記事項欄にその概要を記載することとなっている。

なお、法第 101 条第１項第２号において、定期検査報告をせず、又は虚偽の報告をした者は 100 万円以下の罰金に処することとされている。

遊戯施設の所有者等から提出される定期検査報告の大半は、地域法人により受け付けられた後、地域法人から特定行政庁に提出されている。

この地域法人とは、昭和 45 年の建築基準法の改正によって、現在の定期

検査報告制度が導入された際、建設省通達「建築基準法第 12 条第１項及び第２項に規定する特殊建築物の定期調査報告及び昇降機その他の建築設備の定期検査報告の推進について」（昭和 46 年 12 月 28 日付け住指発第 917 号及び第 918 号。以下「定期報告推進通知」という。）により、特定行政庁の指導監督の下に設立を促された団体であり、ⅰ）遊戯施設に関する台帳の整備、ⅱ）遊戯施設の所有者等に対する定期検査報告提出通知（又は特定行政庁の委託を受けて指示）、ⅲ）管内検査資格者の把握・指導、ⅳ）定期検査報告業務の受託、ⅴ）関係方面へのＰＲ及びⅵ）その他定期検査報告制度の周知徹底のために必要な措置を行うことなどとされていた。

当該通達は、「定期報告制度の運用上の留意事項について」（平成 12 年３月 31 日付け建設省住指発第 192 号。以下「定期報告運用通知」という。）において「現行制度の初動期における準備として既に目的を達したことから、明確化のため」に廃止することとされているが、地域法人は、通達の廃止後においても、定期検査報告の受付、遊戯施設に関する台帳の整理、定期検査報告の提出を証明する定期検査報告済証の発行等を実施しており、現在では、地域法人ごとに業務の内容や実施方法は異なっている。

（調査結果）

ア　定期検査報告の励行確保

今回、調査対象とした 64 特定行政庁における定期検査報告の受付件数は、平成 16 年度 1,439 件、17 年度 1,429 件、18 年度 1,411 件、未報告の件数は、平成 16 年度 43 件、17 年度 47 件、18 年度 96 件となっている。未報告のものの中には、次のとおり、特定行政庁において、報告の対象となる遊戯施設を的確に把握していないものや、報告の督促が行われていないものなどの不適切な状況がみられる。

①　調査対象 64 特定行政庁にウォータースライドに関する建築確認・検査の実施状況、指導監督状況のみを調査した１特定行政庁を加えた 65 特定行政庁における平成 16 年度から 18 年度までの定期検査報告の提出状況について調査したところ、遊戯施設の設置後１年以上を経過しているにもかかわらず、特定行政庁が適切に把握していなかったため、一度も定期検査

報告が提出されていない遊戯施設が次のとおりみられる。

ⅰ）７特定行政庁に設置されているウォータースライド 11 施設について、一度も定期検査報告が提出されていない。

このうち、８施設は、国土交通省が平成 19 年５月 23 日付けで実施を要請した緊急点検によって発覚したものであり、残る３施設は当省の調査の際に発覚したものである。

このように、ウォータースライドに係る定期検査報告が長期間にわたり提出されなかった理由としては、a）平成 12 年構造告示において、ウォータースライドが遊戯施設として位置付けられたが、それ以前に設置されたものについては建築確認が不要であったことから、特定行政庁がその存在を設置当初から把握していなかったこと、b）平成 12 年構造告示が定められた以降において、特定行政庁が管内のウォータースライドについて積極的な把握を行っていなかったこと、c）ウォータースライドの所有者等に対して、定期検査報告の提出が義務付けられたことが十分に周知されていないことが挙げられる。

なお、国土交通省は、平成 19 年８月 28 日に「ウォータースライドの事故防止について」（平成 19 年８月 28 日付け国住指第 2040 号国土交通省住宅局建築指導課長通知）を都道府県に通知し、この中で、ウォータースライドについて、同年５月 23 日付け緊急点検において要請した報告がされていない遊戯施設がないか調査し、その結果を速やかに報告するよう求めている。

ⅱ）遊戯施設の所有者等に対して定期検査報告を提出するよう督促が行われていないため、設置（平成 16 年７月）以来一度も同報告が提出されていない遊戯施設がみられる（１特定行政庁、１施設）。

② 調査対象 64 特定行政庁における平成 16 年度から 18 年度までの間の定期検査報告の提出を求める旨の督促（以下「督促」という。）の実施状況を調査したところ、次のとおり、督促が適切に行われていない状況がみられる。

ⅰ）督促を行っていないとしているものが２特定行政庁みられるが、これらの管内では、平成 16 年度に８施設、17 年度に８施設、18 年度に 36

施設の定期検査報告が提出されていない。

ⅱ）特定行政庁が督促したにもかかわらず未報告のままとなっており、その後の指導が行われていない遊戯施設が、平成 16 年度に２特定行政庁で７施設、17 年度に３特定行政庁で 10 施設、18 年度に３特定行政庁で 16 施設ある。

　この中には、毎年 11 月に督促を行うこととしていることから、夏季のみ稼働するウォータースライド等については休止中に督促が行われているものがある。また、報告期限が５月末までとされている遊戯施設についても督促が 11 月に行われ、５か月間放置されている。

ⅲ）地域法人の督促に応じない遊戯施設の所有者等について、地域法人から特定行政庁に連絡しているにもかかわらず、特定行政庁が当該所有者等に対して指導していないため、未報告となっている遊戯施設が、平成 16 年度に３特定行政庁で８施設、17 年度に３特定行政庁で８施設、18 年度に２特定行政庁で６施設ある。

ⅳ）特定行政庁が遊戯施設の所有者等に対して督促を行ったとしているが、当該所有者等が承知していなかったため、当該遊園地内のすべての遊戯施設について、報告が１年分提出されていないものがある（１特定行政庁、12 施設）。

イ　定期検査報告に係る業務における地域法人の関与の明確化

①　全国 29 地域法人のうち、調査対象 19 地域法人における特定行政庁からの業務の受託状況を調査したところ、次のとおり、地域により、その役割や位置付けが区々となっている状況がみられる。

ⅰ）地域法人の業務を定めた定期報告推進通知が廃止された後、地域法人の位置付けや役割が不明確なものとなっていることから、管内の特定行政庁との間で業務委託契約を締結している例がみられる（５地域法人）。

ⅱ）特定行政庁が、昇降機及び遊戯施設の定期検査報告に係る業務の一部について代行を依頼する旨、地域法人に通知するとともに、事務処理要領を示し、両者の関係を明確化している例がみられる（１地域法人）。

ⅲ）地域法人と特定行政庁との間で、役割や業務の手順を示さないまま地

域法人が定期検査報告業務の一部を行っており、役割や責任の所在が不明確となっているものがみられる（11 地域法人）。

この中には、定期検査報告を地域法人が受け付けることとなっているが、実際には、県建築士会が受け付けているものがみられる。当該県では、特定行政庁、地域法人及び県建築士会のそれぞれの役割を示す書類はないなど、責任の所在が不明確な状況となっている。

ⅳ）中部ブロック昇降機等検査協議会及び近畿ブロック昇降機等検査協議会は、特定行政庁との間で契約を締結していないものの、特定行政庁との間で業務委託契約を締結している各府県単位の地域法人から再委託を受けて業務を実施している。その概要は次のとおりである。

ａ）中部ブロック昇降機等検査協議会は、中部地域（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）に所在する特定行政庁と協力して、管内の遊戯施設、昇降機等の定期検査報告に係る業務を担っている。このうち石川県、福井県、静岡県及び愛知県内の特定行政庁は、それぞれ、各県内にある地域法人との間で法第 12 条に基づく定期検査報告に関する業務（報告対象物件の把握・整理、定期検査の通知、定期検査報告済証の発行、督促通知書の印刷及び配布、定期検査報告をしない者に対する督促・指導等）について委託契約を締結しており、各県内の地域法人は、特定行政庁の承認を得た上で、同検査協議会に再委託している。一方、富山県、岐阜県及び三重県内の特定行政庁は、委託契約等を締結している地域法人はないが、事実上、石川県等が再委託している内容と同じ業務を同検査協議会に委託している。

遊戯施設の定期検査報告は、遊戯施設の所有者等から、まず全日本遊園施設協会（注）に提出され、報告書の技術的チェックが行われた後に、中部ブロック昇降機等検査協議会に提出され、そこで書面審査が行われ、さらに、石川県、福井県、静岡県及び愛知県内の特定行政庁に対する報告については、それぞれの県内にある地域法人を経由して提出されている。このため、所有者等の全日本遊園施設協会への提出日から特定行政庁に届くまでにおおむね２週間から１か月を要し、

中には２か月程度を要しているものもみられる。

これらの手続に当たっては、遊戯施設の所有者等は、定期検査報告書の作成に係る指導料等として、全日本遊園施設協会に対して、１遊戯施設当たり 2,500 円（同協会の会員は 1,500 円）を支払い、中部ブロック昇降機等検査協議会に対しては、１遊戯施設当たり 1,500 円を支払っている。

なお、静岡県では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）の施行を受けて、個人情報の取扱を契約書において明確にする観点から、中部ブロック昇降機等検査協議会と委託契約を締結し、同検査協議会から直接特定行政庁に報告が届くようにする予定であるとしている。

(注) 全日本遊園施設協会とは、主に遊園施設等の設計、製造及び販売業者又は遊園施設等を所有し、あるいは運営管理をする企業を会員として組織された団体で、平成 19 年７月現在、正会員 28 社、賛助会員５社で構成されている。

全日本遊園施設協会は、遊戯施設の所有者等から定期検査報告を受け付け、技術的な指導を行った後に地域法人に提出するという業務を実施しており、平成 18 年度は全国で 1,433 件の定期検査報告を受け付けているとしている。なお、中部ブロック昇降機等検査協議会の管内に所在する遊戯施設に係る定期検査報告は、必ず同協会を経由した後に同検査協議会に提出されることとなっているが、同検査協議会は、この理由について、遊戯施設を専門に審査できる職員がいないためとしている。このような状況は、北関東ブロック昇降機等検査協議会及び近畿ブロック昇降機等検査協議会にもみられる。

また、東北地域（青森県、岩手県、宮城県（仙台市を除く。）、秋田県、山形県及び福島県）に所在する遊戯施設から定期検査報告が提出された場合には、全日本遊園施設協会が地域法人と同様に、同報告の形式審査（記載漏れ等の確認）や技術的な指導を行った後に関係する特定行政庁に提出するとしている。

ｂ）近畿ブロック昇降機等検査協議会は、近畿地域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県） に所在する特定行政庁と協力して、管内の遊戯施設、昇降機等の定期検査報告に係る業務を担っている。このうち大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県内の各特定行政庁は、それぞれ各府県内にある地域法人との間で法第 12 条に基づく定期検査報告に関する業務（定期検査報告の対象となる遊戯施設の把握及び台帳の整備、事前通知の実施及び啓発、定期検査報告の形式審査、特定行政庁への提出等）について委託契約を締結しており、各

府県内の地域法人は、同検査協議会との間で覚書を交わすことで、遊戯施設、昇降機等に係る業務を同検査協議会に再委託している。一方、滋賀県及び京都府内の特定行政庁は、委託契約等を締結している地域法人はないが、事実上、大阪府等が再委託している内容と同じ業務を同検査協議会に委託している。

近畿ブロック昇降機等検査協議会の管内における遊戯施設の定期検査報告は、遊戯施設の所有者等から、まず全日本遊園施設協会関西支部に提出され、報告書の技術的チェックが行われた後に、同検査協議会に提出され、そこで書面審査が行われ、特定行政庁に報告されることとなっている。ただし、奈良県内の特定行政庁及び兵庫県への定期検査報告にあっては、同検査協議会の書面審査の後に、更に各県内の地域法人を経由して特定行政庁に報告されることとなっている。このため、所有者等の全日本遊園施設協会関西支部への提出日から特定行政庁に届くまでにおおむね２週間から１か月を要し、中には２か月程度を要しているものもみられる。これらの手続に当たっては、遊戯施設の所有者等は、定期検査報告書の作成に係る指導料として、全日本遊園施設協会に対して、１遊戯施設当たり 2,500 円（同協会の会員は 1,500 円）を支払い、近畿ブロック昇降機等検査協議会には、１遊戯施設当たり 1,600 円を支払っている。また、同検査協議会は、遊戯施設の所有者等から支払われた指導料のうち、１遊戯施設当たり 360 円を、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各府県内にある地域法人に毎月支払っている。

なお、近畿ブロック昇降機等検査協議会では、平成 19 年 12 月頃までに法人格（有限責任中間法人）を取得し、直接、特定行政庁との間で委託契約を締結する予定であるとしている。

② 調査対象 19 地域法人における遊戯施設の定期検査報告業務の実施状況について調査した結果、次のとおり、地域法人の業務の実施状況は地域によって異なるものとなっており、中には不適切なものがみられる。

ｉ）定期検査報告の提出状況等に係る台帳を整備しているものが 16 地域法人みられる。このうち 14 地域法人は、特定行政庁から新たに完了検

査を終えた遊戯施設に係る情報の提供を受けて台帳を更新することで、新たに定期検査報告を提出するべき遊戯施設について把握漏れが生じないよう工夫している。

また、特定行政庁は、地域法人が整備した台帳の提供を受けて、法第12 条第７項において整備することとされている台帳の整備に活用している。

しかし、当省の調査の結果、地域法人が整備している台帳に、記載の誤りや記載漏れの事項があり、十分な管理が行われていないもの（２地域法人）がみられる。

ⅱ）調査対象地域法人のうち、12 地域法人では、特定行政庁と連携して、定期検査報告の報告期限を遊戯施設の所有者等に事前に通知している。

一方、残る７地域法人においては、当該通知を行っていないが、これらの地域法人が業務の対象とする区域の 14 特定行政庁を調査したところ、このうち 11 特定行政庁において通知が行われていない。平成 16 年度から 18 年度までの間について、事前通知が行われていないこれらの 11 特定行政庁における定期検査報告の提出状況をみると、５特定行政庁では、毎年数件程度、定期報告が提出されていない遊戯施設がみられる。

ⅲ）定期検査報告を受け付けた後、記載漏れや押印漏れ等の確認などの形式審査を実施した後、特定行政庁に定期検査報告を転送しているものが 17 地域法人みられる。

これらの 17 地域法人について、定期検査報告が地域法人に提出されてから特定行政庁に到達するまでの所要日数を確認したところ、東北地域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）の定期検査報告の中に、「C（要修理）」の判定を受けた検査項目がある報告であるにもかかわらず、定期検査の実施から特定行政庁に到達するまでに 47 日間を要しているものがみられる。また、調査対象 267 施設のうち、定期検査報告の義務がある 227 施設について、その定期検査の結果を確認したところ、25 施設に「B（指摘なし（要注意））」判定がみられるが、このうち９施設については地域法人に提出されてから特定行政庁に報

告が到達するまでに１か月以上を要している。

ⅳ）定期検査報告を提出した遊戯施設の所有者等に対して、定期検査報告済証を交付しているものが 17 地域法人みられる。当該報告済証は、昇降機センターが全国統一の標準様式として作成したもので、遊戯施設に貼り付けることで定期検査が実施されていることを示すためのものであるが、次のとおり、地域法人によって交付の方法が異なる状況がみられる。

ａ）「Ｃ（法不適合又は要修理）」判定がある報告を除き、定期検査報告書を特定行政庁に提出し、特定行政庁から副本等が返送されるのを待って、副本と併せて報告済証を検査資格者又は所有者等に送付しているものが６地域法人ある。なお、「Ｃ」判定がある報告については、改善が確認できた時点で発行するとしている。

ｂ）「Ｃ（法不適合又は要修理）」判定がある報告を除き、定期検査報告書を特定行政庁に提出した後、特定行政庁から副本が返送されるのを待たずに、報告済証を検査資格者又は所有者等あてに送付しているものが８地域法人ある。なお、「Ｃ」判定がある報告については、改善が確認できた時点で発行するとしている。

ｃ）「Ｃ（法不適合又は要修理）」判定の有無にかかわらず、地域法人において定期検査報告の提出を受けた際、報告に記載漏れがなければ、速やかに報告済証を発行し、検査資格者又は所有者等に送付するとしているものが３地域法人ある。

ⅴ）定期検査報告が未報告となっている遊戯施設の一覧を整理するなど、特定行政庁が行う督促に何らかの協力をしているものが 16 地域法人みられ、これらの地域法人における協力の内容をみると、次のとおり、地域によって役割が異なっている状況がみられる。

ａ）未報告者に対して、地域法人が督促（通知）を実施し、その結果、依然として報告されない遊戯施設について、特定行政庁に連絡するとしているものが７地域法人ある。

ｂ）自ら督促（通知）は行わないが、未報告となっている遊戯施設のリストや通知文等を作成し、特定行政庁に送付することで、特定行政庁

が行う督促に協力しているものが５地域法人ある。

c）特定行政庁が作成した督促状等を地域法人が発送することとしているものが３地域法人ある。

d）特定行政庁ごとに、上記 a）の方法による場合と上記 b）の方法による場合があるものが１地域法人ある。

なお、これらの取組によっても報告が励行されていない場合がある（前述アの②参照）。

③　調査対象267施設のうち、定期検査報告の義務がある227施設について、地域法人を経由して報告していることが確認できた遊戯施設は 204 施設に上り、多くの報告が地域法人を経由して特定行政庁に提出されている。

これは、前述イの①のとおり、特定行政庁が契約により地域法人に対して定期検査報告業務を委託しているものがあること、定期報告推進通知以降の慣習として行われているものがあることのほか、次のとおり、特定行政庁のホームページや通知文書において、遊戯施設の所有者等に定期検査報告が地域法人を経由して提出しなければならないと誤認されるおそれがある表現がみられることによるものと考えられる。

ⅰ）特定行政庁のホームページにおいて、定期検査報告の提出先として、地域法人のみを記載しているもの（12 特定行政庁）

ⅱ）定期検査報告の提出を求める事前通知又は督促文書に「提出窓口」として地域法人のみが記載されているもの（７特定行政庁）

定期検査報告は、法第 12 条において、遊戯施設の所有者等が特定行政庁に提出することとされており、また、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 37 条では、届出が、法令に定められた形式上の要件に適合している場合は、法令により当該届出の提出先とされている機関に到達したときに、手続上の義務が履行されたものとするとされている。このため、遊戯施設の所有者等は、特定行政庁に定期検査報告を提出することで、届出の義務を果たすことになる。しかし、前述ⅰ）及びⅱ）のように、特定行政庁が文書やホームページにおいて、定期検査報告の提出先として地域法人のみを記載することにより、直接特定行政庁に提出することができないものと遊戯施設の所有者等に誤解させている可能性がある。すなわち、法律

上義務のないこと又は法律上の根拠のないことについて、それがあるかのような外観を呈しており、このことは、行政手続法の適正な手続の確保という趣旨から適当ではないと考えられる。

④　国土交通省は、定期報告推進通知以降、地域法人の取扱いについて特段の指示等を行っていないが、定期報告運用通知及び「定期報告制度の運用に係る留意事項について（技術的助言）」（平成15年7月9日国住指第1184号）において、地域法人の行う定期検査報告の受付代行業務の性格について、「地域法人が実施している定期報告代行業務については、特定行政庁の行うべき行政行為としての報告の受理を代行するものではない」との見解を通知している。

以上のように、定期検査報告における地域法人の役割や特定行政庁との関係が地域により区々となっており、また、地域法人の中には、定期検査報告が地域法人に提出されてから特定行政庁に到達するまでに１か月以上を要しているなど、業務の実施状況に不適切なものがみられる。

現在、地域法人は、建築基準法令上に位置付けられた団体ではなく、特定行政庁の条例等においても地域法人の位置付け等について規定するものはない。一方で、特定行政庁のホームページや公文書において、地域法人への定期検査報告の提出を求めるなど、地域法人を経由して提出しなければ特定行政庁は受け取らないと誤解されるおそれがあるものがみられる。法令上、定期検査報告は、特定行政庁に提出することとされており、特定行政庁に報告が到達したときに遊戯施設の所有者等の届出の義務が履行されたことになる。仮に、地域法人が定期検査報告の審査に長期間を費やし、定期検査報告の期限を徒過した場合には、その責任の所在が不明確となり、遊戯施設の所有者等の不利益になるおそれがある。また、本来、特定行政庁に直接提出すれば、特段の費用が必要ないにもかかわらず、地域法人を経由することで、遊戯施設の所有者等はその施設数に応じて指導料を支払わねばならなくなっている例がみられ、経済的な負担となっている。

ウ　定期検査報告の審査等の適正化

調査対象64特定行政庁における定期検査報告の審査及び報告内容に基づ

く対応状況を調査した結果、次のような状況がみられる。

① 調査対象 64 特定行政庁において、検査資格者が実施している定期検査の内容の積極的な把握の有無について聴取したところ、63 特定行政庁において、検査の内容は定期検査報告書により確認する程度であり、積極的に確認していないとしており、同報告書に「C（法不適合又は要修理）」判定の記述がみられない限り、現地において確認することはないとする特定行政庁が多くみられた。

一方で、多くの特定行政庁では、現在の定期検査報告の様式は簡略化されているため、探傷試験を実施したかどうかを含めて、ＪＩＳ検査標準に基づいて検査が行われていることを確認することが困難であるとしており、一部の特定行政庁からは、検査資格者から問題なしとして報告されたものについては、それ以上追求することが難しい現状であるという意見も聞かれた。

さらに、「特定行政庁は遊戯施設に対して指導を行う能力に欠ける」といった新聞報道等が見受けられることに関連して、今後の遊戯施設の規制の枠組みについてどうあるべきかについて、特定行政庁の職員に意見を求めたところ、回答者 72 人のうち 46 人が、「国に遊戯施設を専門に扱う部局を設置し、その部局に管理等の機能を集約させるべき」としており、特定行政庁では、通常の工作物と異なる遊戯施設の特殊性・専門性に苦慮している状況がうかがわれる。

② 調査対象 64 特定行政庁における平成 16 年度から 18 年度までに提出された遊戯施設に係る定期検査報告の内容について調査したところ、次のとおり、「C（法不適合又は要修理）」判定の記述がみられる報告書は、少ないものとなっている。

ⅰ）各特定行政庁に提出された遊戯施設の定期検査報告の総数は、平成 16 年度 1,439 件、17 年度 1,429 件、18 年度 1,411 件であり、このうち「C」の判定がある報告は、平成 16 年度 7 件（総数の 0.49%）、17 年度 12 件（同 0.84%）、18 年度 14 件（同 0.99%）となっている。

ⅱ）平成 16 年度から 18 年度までの間に、遊戯施設の所有者等から「C」の判定の記述がみられる定期検査報告を受け取った特定行政庁は、10

特定行政庁となっている。

③　これらの状況を踏まえ、特定行政庁における定期検査報告に係る指導等の状況について調査したところ、遊戯施設の所有者等に対して毎年１回、遊戯施設の構造面、運行管理面、事故発生時の対応等について立入検査を実施し、後日、所有者等から改善報告を徴収するなど、定期検査の内容等を自ら積極的に確認しているものが１特定行政庁においてみられるが、一方で、次のとおり、特定行政庁から遊戯施設の所有者等に対して指導が十分行われていないことなどにより、不適切な状況がみられる。

ⅰ）定期検査の結果、検査資格者に遊戯施設の不具合を指摘されているにもかかわらず、「Ａ（指摘なし）」判定と記載して特定行政庁に報告している事業者に対して、特定行政庁からの指導がなかったもの（１件）

ⅱ）検査資格者から「Ａ（指摘なし）」判定の報告を受け、特定行政庁に報告しているにもかかわらず、定期検査の４、５か月後、車輪の脱落や客席固定部分の腐食が原因で事故が発生しているものがあるが、事故に至るまでに特定行政庁からの指導がなかったもの（２件）

ⅲ）検査項目に「Ｃ（要修理）」判定の記載がみられる報告書を受け取っているにもかかわらず、所有者等に対して運行を中止するよう指導を行っていない特定行政庁がある。一方、「Ｂ（指摘なし（要注意））」判定の遊戯施設に対しても改善を通知する特定行政庁があるなど、特定行政庁によって対応に差異がみられる（４件）。

④　調査対象 267 施設のうち、車輪軸を有する遊戯施設について、探傷試験の実施状況等を調査したところ、次のとおり、区々となっている状況がみられる。

ⅰ）サイクルモノレール等の低速で走行する遊戯施設の所有者等において、高速で走行するジェットコースターとは異なり、自らの施設に探傷試験は必要ないと考えており、また、特定行政庁から指導がなかったため、これまで車輪軸の探傷試験を実施しておらず、コースターに関する緊急点検において、初めて実施しているものがある。

ⅱ）特定行政庁の中には、仮に車輪軸に損傷が生じても大きな事故につながるおそれのない遊戯施設について、探傷試験を義務付けまでする必要

はないと判断して、サイクルモノレール等の低速な施設については、探傷試験の実施を義務付けていないものがある。

ⅲ）ＪＩＳ検査標準の中で実施することとされている「車輪軸」の探傷試験について、「車輪軸」の定義や範囲が明確にされていないために、遊戯施設の所有者等に対する同試験の実施の指示内容が特定行政庁ごとに区々となっている。

　また、「コースターその他これに類する高架の遊戯施設（軌条を走行するもので勾配が５度以上のもの）」という条件に当てはまれば、すべて探傷試験を実施することとされていることについては、遊園地等に従事する職員及び特定行政庁の職員から多くの反対意見が聞かれた（前述１のオ参照）。

（所見）

　したがって、国土交通省は、定期検査報告の的確な実施及び実効性の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

①　特定行政庁に対し、定期検査報告の提出が励行されるよう遊戯施設の所有者等への指導を徹底することを要請すること。

②　定期検査報告は直接特定行政庁に提出することができることを、遊戯施設の所有者等に対して明らかにするよう特定行政庁に要請すること。

　また、地域法人において受け付ける場合であっても、「Ｃ（法不適合又は要修理）」判定の検査内容を含む報告については直ちに特定行政庁に情報提供し、形式上の要件に適合している報告については速やかに特定行政庁に送付することを地域法人に指導するよう特定行政庁に要請すること。

　さらに、特定行政庁に対し、地域法人が行う定期検査報告に係る業務の範囲、処理期間、個人情報や企業秘密などの情報に係る取扱いなどについて契約等により具体的に定めた上で、その内容を遊戯施設の所有者等に周知・徹底するよう要請すること。

③　遊戯施設の所有者等がＪＩＳ検査標準等に基づき適切に検査資格者に検査を実施させていることが特定行政庁において確実に把握できるように定期検査報告の様式を見直すとともに、定期検査報告の内容に応じて適切な措

置を講ずるよう特定行政庁に要請すること。

④　ＪＩＳ検査標準等の定期検査の項目、方法等について、遊戯施設の製造者や所有者等の意見等も勘案して、施設の使用実態や安全性能に即したものに見直した上で、法令に明確に位置付けるとともに、管内の遊戯施設の所有者等にＪＩＳ検査標準に即した検査の実施を遵守させるよう特定行政庁に要請すること。

４　運行管理の的確な実施

（制度の概要）

遊戯施設の事故は、設計等に起因するものを除き、維持保全の面に起因するものと、運行管理の面に起因するものの二つがあると考えられており、遊戯施設の運行管理は、遊戯施設の安全確保対策を講ずる上で重要なものであるが、その実施について法令上で規定されていない。

建設省では、前述の維持保全計画書の作成と同様、昇降機センターが作成した「遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準」を特定行政庁及び各遊園地等事業者に送付（昭和52年５月27日付け建設省住指発第401号建設省住宅局建築指導課長通知）し、当該規準の中で、運行管理規程の作成や救急体制の整備等遊戯施設の所有者等の遵守事項等を示している。また、当該規準については、特定行政庁に対し、「遊戯施設の事故防止について（通知）」（平成２年４月25日付け建設省住指発第176号建設省住宅局建築指導課長通知。以下「平成２年事故防止通知」という。）により、当該規準を活用し、事業者における運行管理規程の作成や運行管理者の選任等について指導を徹底するよう通知している。

さらに、平成２年事故防止通知において、初期故障による事故の発生を未然に防止するため、遊戯施設の使用開始後おおむね１か月以内に、当該遊戯施設の維持及び運行管理の状態について点検（以下「運行管理初期点検」という。）を行い、その結果を特定行政庁あて報告するよう指導することとされている。その具体的な点検内容については、昇降機センターが「遊戯施設の運行管理初期点検要領」として報告様式や運行管理者の選任、運行管理規程の整備、事故発生時の体制の整備等の点検事項を定め、これを、建設省は、「遊戯施設の事故防止について（通知）」（平成３年３月11日付け建設省住指発第76号建設省住宅局建築指導課長通知）により、特定行政庁に送付し、遊戯施設の運行管理に関する指導監督において活用するよう指導している。

遊戯施設の維持及び運行の管理に関する規準は、平成12年に昇降機センターにおいて、全面的に見直しが行われ、「維持保全計画書の作成手引き」及び「運行管理規程の作成手引き」として再構成されている。これらの作成手引について、建設省は、安全対策依頼通知により、遊園地経営者の業界団体である東日

本遊園地協会及び西日本遊園地協会に対し、関係事業者への周知を依頼している。この「運行管理規程の作成手引き」では、運行管理規程の作成の単位を「各遊園地及び所有者等が同一の遊戯施設をひとかたまり」とすることができるとされ、また、記述すべき事項について、運行日誌の作成・保存、利用者に対する注意事項の掲示、運行の中止等の基準、事故発生時の措置・特定行政庁への報告、教育及び訓練等が示されている。なお、遊戯施設の運行管理初期点検要領において、運行管理規程の作成の有無が点検事項の一つとされているほか、運行管理規程に記述すべき事項の一部も、同点検の点検事項とされている。

（調査結果）

今回、72遊園地等事業者及びこれらに設置されている遊戯施設の中から抽出した267施設における運行管理の実施状況等を調査した結果、次のとおり、運行管理が的確に行われていない状況がみられる。

ア　遊園地等事業者における運行管理規程の作成状況

調査対象72遊園地等事業者の267施設についての運行管理規程の作成状況をみると、遊戯施設が既に廃止されたことから運行管理規程の内容を確認できなかった１施設を除く266施設のうち、213施設（80.1％）については緊急点検以前から作成済みとなっており、３施設（1.1％）については緊急点検を契機として新たに作成され、合わせて216施設（81.2％）について作成されている。一方、残りの50施設のうち、17施設（6.4％）については作成中であるが、33施設（12.4％）については作成に着手されていない。

緊急点検が実施される以前から作成済みとなっていた213施設以外の53施設について、緊急点検実施時点において未作成である理由（複数回答）をみると、維持保全計画書と同様、ⅰ）作成手引の送付先である東日本遊園地協会及び西日本遊園地協会に加盟していないことなどから、作成手引の送付を受けていないことや、ⅱ）特定行政庁や製造者から、何らの指導や情報提供がなかったため、運行管理規程の作成について認識していなかったことを10遊園地等事業者（30施設）が挙げている。

なお、維持保全計画書と運行管理規程が共に作成されていない遊戯施設は、緊急点検を契機として作成されたもの及び作成中のものを含めると、17遊園

地等事業者で49施設ある。

イ　遊戯施設における運行管理の実施状況

調査対象72遊園地等事業者における遊戯施設の運行管理の実施状況をみると、特定行政庁における運行管理規程の作成に対する指導が十分行われていないこともあって、次のとおり、十分な安全確保措置が講じられていない状況がみられる。

① 運行管理規程が作成されておらず、運行中止基準を明文化していないものや、避難誘導訓練を実施していないものなど安全確保措置が十分なものとなっていないものがある（５遊園地等事業者）。

② 運行管理規程は作成されているものの、特定行政庁への事故報告について定めていないなど必要な事項が規定されていないものがある（４遊園地等事業者）。

③ 運行管理規程は作成されているものの、運行日誌を作成していないもの（３遊園地等事業者）や、年１回の安全教育を実施していないなど規定されている内容が実施されていないもの（２遊園地等事業者）がある。

このうち、運行日誌については、運行管理規程の作成手引において、遊戯施設ごとに備え、始業・終業点検及び試運転の結果、運転回数、利用者数、天候状態その他運行管理上必要な事項を記載することとされている。始業・終業点検の結果の記載は、日常的に遊戯施設の不具合に関する情報の収集に寄与するものであり、また、運転回数や利用者数の把握は、運行状況に応じた点検・整備の基礎情報となるものであるが、運行日誌を作成していない前述の３遊園地等事業者においては、点検結果についての記録はあるものの、運転回数や利用者数等の運行状況は記録されておらず、その状況を把握できない。

ウ　運行管理初期点検の実施状況

調査対象267施設のうち、運行管理初期点検の実施が必要となった平成３年度以降に設置された154施設について、同点検の実施状況をみると、点検を実施し、その結果が特定行政庁に報告されているものは50施設（32.5%）

となっている。残り104施設のうち、制度の内容を十分承知していなかったこと、失念したことなどを理由に、８施設（5.2％）は実施した点検の結果を特定行政庁に報告しておらず、６施設（3.9％）は点検を実施していない。

しかし、90施設（58.4％）については、遊園地等事業者及び特定行政庁ともに関係書類を保存しておらず、実施状況は不明となっている。これは、遊戯施設設置後かなりの年数が経過していることもあるが、さらに、次のような点も一因とみられる。

① 運行管理初期点検の点検事項には、運行管理者の選任や運行管理規程の整備など遊戯施設の所有者等が行う事項が含まれているが、遊園地等事業者の中には、遊戯施設を新設した場合の諸手続は製造者に任せ、運行管理初期点検は、設置時に製造者が実施し、特定行政庁に報告していると認識しており、遊園地等事業者が行うべきものとの認識に乏しいものがみられる。

② 特定行政庁においては、運行管理初期点検の実施の根拠である平成２年事故防止通知が発出されて以降、再度周知されておらず、本制度を承知していないとするほか、運行管理初期点検の報告は法令に基づくものではないため、督促等を行っていないとする意見等がみられる。また、平成２年事故防止通知は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行とともに効力を失っているとする特定行政庁もある。しかし、国土交通省は、平成２年事故防止通知は廃止されておらず、現在も有効なものであるとしており、運行管理初期点検の実施は、特定行政庁において、十分認識されていない。

エ　運行管理者に対する講習会への要望等

昇降機センターにおいて、昭和63年度から開催されている「遊戯施設の運行管理者等講習会」について、建設省は、平成２年事故防止通知において、特定行政庁に対し、遊戯施設の所有者等に周知を図り、運行管理者等の受講を促すよう指導することとしている。

しかし、本講習会については、次のとおり、調査対象72遊園地等事業者から、開催方法等の見直しを求める意見がみられる。

① ６遊園地等事業者では、当該講習会が開催されていることを承知していないとしており、開催案内の送付を望んでいる。
② 11遊園地等事業者では、開催地が東京都と大阪府のみであり、時間的・経済的制約から参加が困難としており、開催地の増加や巡回方式の導入等開催方法の見直しを望んでいる。
③ ３遊園地等事業者では、業務の多忙を理由に参加が困難としており、中には、開催時期として、閑散期である冬季を望んでいるものもみられる。

（所見）

したがって、国土交通省は、遊戯施設の安全確保対策を推進する観点から、運行管理を的確に実施するため、次の措置を講ずる必要がある。

① 運行管理の重要性を踏まえ、運行管理規程の作成根拠の明確化など、適切な運行管理の徹底について制度の見直しを検討すること。また、運行管理初期点検結果の報告をより有効に活用するため、運行管理初期点検の在り方等を検討すること。
② 運行管理者等に対する講習会等の効果的な開催などにより、運行管理規程の作成及びその内容の遵守について、遊戯施設の所有者等に周知・徹底すること。また、運行管理規程の実効性を確保するため、特定行政庁に対し、建築確認申請時や定期検査報告時などの機会をとらえ、的確な内容の運行管理規程が作成されるよう必要な指導を行うことを要請すること。

５　事故情報の活用

（制度の概要）

特定行政庁における遊戯施設の事故情報の把握及び活用は、遊戯施設の安全確保対策を講ずる上で重要なものであるが、その実施について法令上で規定されていない。

このため、国土交通省では、「建築物等に係る事故防止のための対応及び連携体制の整備について（通知）」（平成 17 年３月 31 日付け国住防第 3278 号国土交通省住宅局建築指導課長通知。以下「事故防止連携通知」という。）の中で、事故情報の把握について、特定行政庁は、利用者等からの通報、報道情報等の把握に加え、法第 12 条の定期報告に併せ、不特定又は多数の者が利用する建築物等において発生した人身事故で社会的影響が大きいと認められる事故についての情報を提供するよう遊戯施設の所有者等に対する指導を行うとともに、消防部局等関係行政機関との連携体制を活用した情報収集を行うよう要請している。

また、安全対策依頼通知により、平成 12 年から作成することが勧奨されている運行管理規程において、「所有者等は、遊戯施設に係る事故が発生した場合の特定行政庁への報告について、所管の特定行政庁とあらかじめ相談のうえ、運行管理規程に定める。」こととされている。

（調査結果）

今回、調査対象とした64特定行政庁及び72遊園地等事業者における遊戯施設に係る事故の発生状況、事故情報の報告・収集状況等についてみたところ、次のような状況がみられる。

①　調査対象 64 特定行政庁における遊戯施設の所有者等からの事故報告等の仕組み等について調査したところ、遊園地等事業者や消防部局からの事故報告の仕組みを設けているのは、48 特定行政庁であり、特段の仕組みを設けていないものは、16 特定行政庁である。

事故報告の仕組みを設けている 48 特定行政庁のうち、ⅰ）事故防止連携通知に基づき、警察及び消防等関係行政機関との連携や遊戯施設の所有者等からの報告により、事故情報を収集しているものが 19 特定行政庁みられる。

一方、ⅱ）事故防止連携通知によらず安全対策依頼通知に基づき作成された運行管理規程等の定めにより、事故の報告を受けているものが 21 特定行政庁でみられる。また、ⅲ）条例等により事故報告の独自の仕組みを設けているもの（２特定行政庁)、遊園地等所有者が市であり、市の内部で事故報告の仕組みを設けているもの（２特定行政庁）など、独自に事故報告の仕組みを設けているものが８特定行政庁みられる。このように、特定行政庁によって、その取組に相当な差異がみられる。

なお、事故報告の仕組みのない 16 特定行政庁の中には、その理由として、事故報告を求める根拠や必要性、活用方策、報告の範囲が明確でないためとしているものが６特定行政庁みられる。

② 調査対象 72 遊園地等事業者における平成 16 年度から 19 年度７月末までの事故の発生状況及び事故報告実績についてみたところ、次のとおり、遊園施設の所有者等から特定行政庁への事故報告が適切に行われていない状況がみられる。

ⅰ）調査対象の 72 遊園地等での事故の発生状況及び事故報告件数

調査対象の 72 遊園地等における当省が把握した事故発生件数は、83 件（安全装置の誤作動等で遊戯施設の運行を中止したもの等軽微なものも含む。）である。このうち、負傷者が生じているものは、重軽傷を含め 20 件で、乗客が 14 件、従業員が６件となっている。

負傷者が乗客であった 14 件のうち、特定行政庁に事故が報告されているものが 11 件、報告されていないものが３件となっている。また、負傷者が従業員である６件のうち、特定行政庁に事故が報告されているものが２件、報告されていないものが４件となっている。また、負傷者が生じなかった 63 件のうち、特定行政庁に事故が報告されているものが 14 件、報告されていないものが 49 件となっているなど、報告されていない事故が相当数ある。

ⅱ）報告の対象となる事故情報の範囲

調査対象の 72 遊園地等事業者のうち、事故（83 件）が発生している 20 遊園地等事業者について、運行管理規程における事故報告の規定を確認したところ、事故の定義や報告すべき範囲を明確に定めたものはない。また、

前述のとおり、事故防止連携通知により、遊戯施設の所有者等に報告が求められている事故情報は、人身事故で社会的影響が大きいと認められるものとされ、報告すべき範囲が限定されたものとなっている。

　このため、負傷者が生じている 20 件の事故のうち、軽傷であることや負傷者が従業員であったことを理由として、特定行政庁に報告していない事故が７件みられる。このうち、負傷者が従業員であった事故４件中３件については、労働災害事故として労働基準監督署への報告が行われていたものであった。

ⅲ）類似の事故が連続して発生しているが、いずれの事故においても、特定行政庁へ事故報告が行われていない例

　調査対象とした遊戯施設（コースター）の中には、運行係員の安全確認が十分でなかったことを原因とする追突事故が約１か月の間に連続して発生しているものがみられるが、当該遊戯施設の所有者等と特定行政庁の間には事故報告の仕組みが設けられておらず、連続して起きた二つの事故とも、特定行政庁に報告されていない。

③　調査対象 64 特定行政庁及び 72 遊園地等事業者の中には、次のとおり、独自に事故の届出及び公表の基準等を定めているもの及び事故情報を収集し、安全対策に活用しているものがみられる。

ⅰ）大阪府では、同機種事故の再発防止のため、遊戯施設における事故の届出と府民への公表を「大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例」（平成 17 年 10 月 28 日大阪府条例第 101 号）で定めており、遊戯施設等において人身事故が発生した場合、当該施設の管理者に届出義務を課し、同種の事故の再発防止に必要な範囲で届出のあった事故情報を公表することとしている。

ⅱ）愛知県は、「遊戯施設の事故に関する公表基準（通知）」（平成 19 年５月 28 日付け 19 建指第 118 号愛知県知事通知）を定め、a)事故の原因が遊戯施設の維持管理及び施設の性能に起因するもの、b)人身事故で重傷以上の負傷又は死亡事故があったもの、c)その他、重大と判断されるもののいずれかに該当する場合は事故情報を公表することとしている。

ⅲ）調査対象とした遊園地等事業者では、事故情報を積極的に収集し、活用

しているものは、ほとんどみられないが、全国の遊園地に遊戯施設を有する事業者の中には、毎年３回、営業所長会議を開催し、自社及び他社の事故事例を資料として配布・説明し、事故防止の徹底を図っているものがみられる。

④　国土交通省は、社会資本整備審議会（建築分科会建築物等事故・災害対策部会）において、過去３年間の遊戯施設に関する事故一覧（「遊戯施設における最近の事故情報（過去３年間）」）を資料として配布するとともに、ホームページにおいて、当該資料を公開している。しかし、当該資料は、事故の発生年月日、発生場所、状況及び被害の程度を整理したものにとどまり、事故情報の分析検討に資するために十分なものとは言い難いものとなっている。

⑤　72 事業者、65 特定行政庁及び 19 地域法人の関係者に遊戯施設の事故報告制度に関する意見を聴取したところ、次のとおり、事故報告の義務付けに肯定的な意見が多くみられる。

「罰則は必要ないが、遊戯施設の管理者に事故報告を義務付ける必要はある」と回答した者が 259 人中 135 人（52.1％）と最も多く、次いで「遊戯施設の管理者に事故報告を義務付け、違反した場合には罰則を科す」と回答した者が 259 人中 52 人（20.1％）となっており、両者を合わせて約７割が事故報告の義務付けに肯定的な意見を有している。また、両者のいずれかを回答した者のうち、「事故情報は、同種の事故の再発防止に役立つ」と回答した者が 106 人中 32 人（30.2％）と最も多く、次いで、「事故情報の義務付けによって、遊戯施設の管理者に責任を促すことができる」と回答した者が 106 人中 24 人（22.6％）となっている。また、事故報告の義務付けに際しては、「報告すべき内容の範囲の明確化を図ってほしい」という意見もみられる。

（所見）

したがって国土交通省は、遊戯施設の安全確保対策の充実強化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

①　特定行政庁における安全指導が効果的に行われるよう、事業者からの事故

情報の報告及び各関係行政機関からの事故情報の収集を徹底するための仕組みを検討すること。その際、報告が必要な事故情報の範囲は、幅広く設定するよう検討すること。

② 報告された事故情報を同種の遊戯施設における事故防止に効果的に活用するため、独自に条例等で公表の取扱いを定めている例を参考に、事故情報を積極的に公表するよう特定行政庁に要請すること。

③ 事故情報の共有化やその分析・検討に資するため、遊戯施設及び事故について更に具体的な状況を記載したデーターベースを構築し、公開すること。